

平成27年度 第1回今治市子ども・子育て会議 施設選定部会

平成27年7月16日（木）17：00～17：30
今治市役所 庁議室

平成 27 年度 第 1 回今治市子ども・子育て会議 施設選定部会（概要）

1 日時 平成 27 年 7 月 16 日（木）17：00～17：30

2 会場 今治市役所 庁議室

3 議題 会次第 3 平成 28 年度幼保連携型認定こども園整備助成事業募集要領について
(資料 1)

会次第 4 平成 28 年度病児保育施設整備助成事業募集要領について (資料 2)

4 出席者 【委 員】 5 名

泉浩徳委員、野崎幸子委員、御堂和貴委員、福田安民委員、清水正恵委員、

【事務局】 4 名

健康福祉部長、保育課長、保育課課長補佐、保育課企画係長、

5 欠席者 【委 員】 なし

6 会議内容

事務局	当部会の開会
健康福祉部長	挨拶
事務局	泉会長に部会長の選任をお願いする。
御堂委員	部会長に会長の泉委員を推薦 (他の委員の賛同を得て、部会長に泉委員を決定)
部会長	部会長が議長となり、会議録署名委員に野崎幸子委員を指名
部会長	会次第 3 平成 28 年度幼保連携型認定こども園整備助成事業について 事務局に説明を求める。
事務局	まず、次第の 3 平成 28 年度幼保連携型認定こども園整備助成事業についてご説明させていただきます。お手元にある資料 1 をご覧ください。 1 募集の概要ですが、今年度から、教育保育体制の計画的な整備を目的に、今治市幼保連携型認定こども園施設整備費補助金を受けて、幼保連携

型認定こども園を整備しようとする民間の事業者を募集します。今年度は立花中学校地域で、2号・3号認定の利用定員が100名程度ある幼保連携型認定こども園を整備し、平成29年度4月1日までに県の認可を受ける施設を対象施設とさせていただきます。選定施設数は一つです。

ここで「2号・3号認定」について補足説明させていただきます。今般の制度改正により、保育所や認定こども園などの利用を希望されるときは、利用のために今治市の認定を受けていただくことになりました。認定は1号・2号・3号の区分があり、1号は幼稚園又は認定こども園での教育を希望する場合、2号・3号は保護者が共働きであるなど、保育所、認定こども園等の施設での保育が必要であるとの要件を満たす場合で、2号はそのうちの3歳以上、3号は3歳未満の場合となります。

2 応募要件といたしましては現に市内で認定こども園、幼稚園、保育所を運営する学校法人、社会福祉法人が対象です。また建設用地や建築等に係る法規制のクリア、土地に関する各種権利関係の整理、関係法規を満たす計画であることが前提としております。

3 応募の手続き等といたしましては7月30日（木）から平成27年8月31日（月）までに事前申込書を提出し、平成27年9月30日（水）までに事業計画書を提出していただくこととしております。

応募に際しての必要書類や留意点など要領の詳細は2頁の「3 応募の手続き等」から4頁の「8 地域住民への説明について」までに掲載してございます。後程ご覧ください。

5 ページをご覧ください。

9 日程ですが、7月30日（木）に説明会を開催し、事業申込書、事業計画書の提出期間のあと、10月頃に第2回施設選定部会を開催し、応募者にプレゼンテーションをさせたいと考えています。委員の皆様にはこれにご出席いただき、事業者の選定をしていただくことになりますので、その節はよろしくお願ひいたします。11月中に今治市として事業者の決定・通知・公表を行う予定です。

資料の終わりの2枚に選定のための審査項目と着眼点を添付しております。具体的な選定方法は10月の部会でご説明させていただきますが、これを基礎に準備を進めて参りますのでよろしくお願ひします。

尚、本事業の結果、2号・3号の入所定員が100名程度増加いたします。

	<p>少子化の中の定員増は過当競争を招く恐れがあります。サービス提供体制の安定化を図り、施設整備と同時並行で立花保育所の閉園手続きも進めて全体の定員を均衡化させ、適正な提供体制の継続を図りたいと考えておりますので、ご参考にしていただけたらと存じます。</p> <p>次に次第の 4 平成 28 年度病児保育施設整備助成事業募集要領についてご説明をさせていただきます。 資料 2 をご覧ください</p> <p>1 募集の概要でございますが、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があり、こうした保育需要に対応するため、平成 28 年度今治市病児保育施設整備費補助金（仮称）を受けて、病児保育施設の新築等を実施しようとする事業者を募集します。 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に基づく病児保育事業で、病児対応型を実施する施設が対象です。対象地域は市内全域、選定施設数は 2 施設としております。</p> <p>2 応募要件ですが、現に市内で病院、診療所を経営している者で、平成 29 年 4 月 1 日から病児保育事業を実施する予定であることです。こちらも建設用地、建築等に係る関係法規を満たす計画であることが前提でございます。</p> <p>2 頁 3 応募の手続き等でございますが、日程的には認定こども園と同じにし、同時進行していきたいと考えております。その他の要領も認定こども園と同じ規定振りとしております。但し、提出書類につきましては事業規模等を勘案し、必要最小限に簡素化しております。詳細は 2 頁から 4 頁に記載しております。後程ご覧ください。</p> <p>なお病児保育事業は今治市子ども子育て支援事業計画にありますとおり、現在のところ事業実績がゼロでございます。今後事業実施を目指し体制の整備を図っていきたいと考えております。</p> <p>以上で事務局からの説明を終わります。</p>
部会長	委員に次第 3 の質疑を求める。
御堂委員	資料 1 幼保連携型認定こども園整備助成事業は平成 28 年度からでいいの

	か。
事務局	平成 28 年度に施設整備を行い、平成 29 年度から開園となる予定です。
御堂委員	病児保育施設整備助成事業についても平成 28 年度に施設整備を行い、平成 29 年度から事業開始となるということか。
事務局	そのとおりでございます。
福田委員	幼保連携型認定こども園の場合は、100 名の施設整備がないと許可を下ろさないのか。
事務局	全国的な補助要綱では 100 名の施設整備の基準があるわけではございません。今治市の保育施設の整備を計画的に進める上で、100 名程度の施設整備の条件を付け加えさせていただきました。こういう条件を付け加えることで、立花保育所の児童が、保育所が閉園しても行けるような施設ができます。立花保育所は施設の老朽化が進んでおりますので、新しい保育環境の整った施設で保育を行うことができるようになります。
福田委員	その児童たちを含めて、100 名程度の施設整備がないと許可しないということですか。
事務局	そのとおりでございます。
部会長	立花中学校を区域にした理由は何か。
事務局	いくつかの観点がございます。 まず 1 つ目ですが、立花保育所の老朽化が進んでいますので、同保育所を中心としたエリアを考えました。立花中学校地域ですと、人口も多いところですし、市の初めての試みとしてはいいのではないかと考えました。 次に同中学校地域の教育保育施設の状況を見ますと、保育所は立花保育所と鳥生保育所とがあり、幼稚園は立花幼稚園と晴心幼稚園があります。ある程度施設の数もそれなりにございますので、その中で保育所を閉園し、新しい施設を整備したとしても、住民の数もそれなりにたくさんおりますし、他の施設の受け皿もございます。 初めての試みとしては比較的混乱が少ないのではないかと考え、市の公

	共施設の整理も進むことなどから総合的な観点から選ばせていただきました。
野崎委員	現在の立花保育所の入所人数は何人か。
事務局	定員が 100 名でほぼ定員に近い児童が入所しております。
野崎委員	この子どもたちが認定こども園に行った場合の保育料はどうなるのか。
事務局	今と変わりません。
清水委員	立花保育所の老朽化していることはよくわかったが、100 人の児童が認定こども園に入園になると、どちらかの幼稚園が応募した場合、幼稚園の規模（定員）も違うので、新たな土地を購入して施設整備するのか、それとも既存と土地で増築しているのか。
事務局	これから公募を行います。プロポーザル方式ですので、どこの法人が応募し、どういう内容で応募するのかはわかりません。
清水委員	2 つの幼稚園とは限らないのか。
事務局	形式的には応募要件が、市内で幼稚園、保育所、認定こども園を運営する学校法人、社会福祉法人となっておりますので、2 つの幼稚園とは限りませんが、土地の購入などを考えると、現実的には難しいのではないかと想定されます。
野崎委員	プロポーザル方式ということで内容は事業者任せで、補助金の額は基準額までしか出ないのであれば、事業費がいくらかかっても構わないのか。それで、競合した場合はどうなるのか。
事務局	事業費が大きいからいいとは限りません。よりすぐれた保育環境を提供する事業者を選定していただいたらと思います。
清水委員	すでに幼保連携型認定こども園になっている園として「しまなみの杜認定こども園」があるが、評判はどうなのか。

事務局	「しまなみの杜認定こども園」に入園させている児童の保護者から特段のご意見を戴いているわけではございませんので、特に問題もなく円滑に運営をされているのかと認識しております。
清水委員	保育所利用の保護者はその生活圏にある保育所に行かせたいという傾向がある。幼稚園利用の保護者はバスのお迎えがあるので、比較的広範囲から児童が集まっている。
野崎委員	認定こども園のメリットとして、第2子ができると、上の子どもをそのまま園に行かせることができる。保育所の場合、育休をとると上の子どもを一度退園させなければならない。
清水委員	今治市の産休育休の取扱はどうなっているのか。
事務局	今治市の場合は、産休の場合はそのまま預かりますが、育休の場合は、期間が1年以内の場合は引き続き保育所に入所できます。1年を超えて育休をとる場合は、退園していただくことになっております。
清水委員	職場に復帰しやすいので、子どものためにも、親のためにもいい制度だと思います。
部会長	周知の方法はどうなっているのか。
事務局	市のホームページに掲載予定です。また対象事業者がある程度限られてきますので、対象事業者に個別に周知をする予定です。
部会長	立花中学校地域にした問い合わせがあるかもしれない。
事務局	先ほど説明しましたが、初めての試みとしては立花中学校地域で1施設でさせていただきたいと思います。今後は地域の状況を把握しながら、この方法がいいならどんどん進めていきたいですし、この方法がよくない地域であれば、別の方法も考えなければいけないと思っております。 子ども子育て支援事業計画に沿った形での整備ができるよう努めてまいります。
清水委員	病児の子どもの自宅に出向いていく看護師をテーマにした「37度の熱」と

	いうテレビドラマを現在放映しています。母親にとって特に都会は病院や病児保育施設に預ける煩わしさもあると思う。ただ自宅で観てもらうのも問題点があるだろうからこうしてテレビドラマになっていると思うが、今治市は病児のいる自宅に訪問する事業は行っていないのか。
事務局	今のところは実施しておりません。病児保育事業の要望はあがっておりますが、自宅に訪問して病児の子どもを見てほしいという要望はあがってきておりません。
野崎委員	今回の施設整備の事業は病児保育であって、病後児保育事業ではないのか。
事務局	昨年度までは「病児・病後児保育事業」と言っておりましたが、今回の制度改正で、病後児保育も含めて「病児保育事業」と名称変更となりました。病児・病後児の判断は医師の判断によります。
野崎委員	娘が松山にいるが、病児保育を利用する場合はかかりつけ医の診断書が必要と聞いています。制度の利用方法が煩雑になっています。今治市はどう考えているのか。
事務局	具体的な手続きは検討中ですが、よその市に聞くと、最初に簡易登録をしてもらって、その登録した児童のみが利用できる制度のところもあるみたいです。 緊急の場合もありますが、児童を預かる側も事前把握は必要と思われますので、なるべく手続きを簡略化したいと考えております。
清水委員	病児保育を利用する場合の料金はどうなっているのか。
事務局	有料にしたいと考えております。金額的には決定しておりませんが、近隣市町村の料金を参考に検討してまいります。
部会長	今回の病児保育施設の周知方法は？
事務局	HPにも掲載いたしますし、医師会を通じて周知したいと考えております。
部会長	次回の開催予定はどうなっているのか。

事務局	応募がありましたら、書類説明にあがらせていただきます。その中で説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。
部会長	ほかに質問ありませんか？ 時間も参りましたので、第1回今治市子ども子育て会議 施設選定部会を閉会させていただきます。 本日はありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

部会長 泉 浩徳 
署名委員 野崎幸子 

